

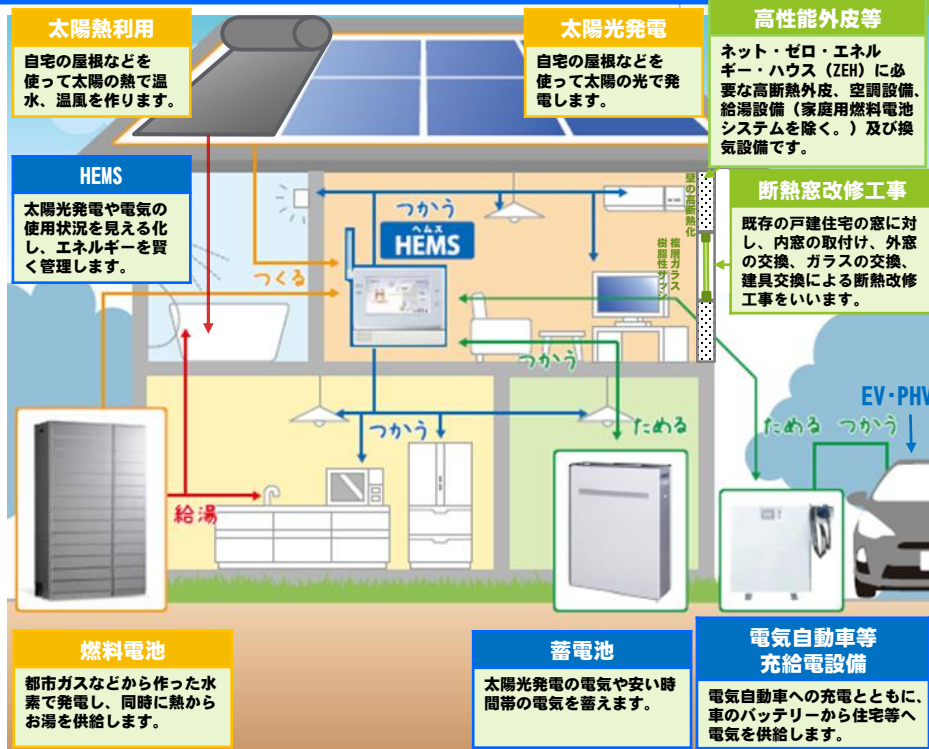
我が家をZEH・スマートハウスにしよう

愛知県は、市町村と協調して、環境や家計に優しい地球温暖化対策設備を住宅に導入する方に対し、補助を行っています。

1 補助対象設備

一体的導入	ZEH【太陽光発電施設・家庭用エネルギー管理システム（HEMS）・高性能外皮等】
	太陽光発電施設・HEMS・断熱窓改修工事
	太陽光発電施設・HEMS・蓄電池
	太陽光発電施設・HEMS・電気自動車等充給電設備

単体導入	HEMS
	燃料電池
	蓄電池
	電気自動車等充給電設備
	太陽熱利用システム



- ※1 ZEHとは、住宅の年間エネルギー消費量が正味でゼロとなる住宅（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）をいいます。
- ※2 一体的導入とは、設備をセットで導入することをいいます。
- ※3 上表の設備の他、市町村が単独で補助している地球温暖化対策設備もあります。また、国もZEH等への補助を行っています。
- ※4 補助対象設備となるには一定の要件を満たす必要があります。

2 申請方法

県民の皆様の申請窓口は、お住まいの市町村になります。（県は、直接の申請を受け付けていません。）

補助対象設備、補助要件、補助金の額などの詳細は、お住まいの市町村にお問い合わせください。（市町村が補助を行っていない場合には、補助を受けることはできません。）

詳しくは県ホームページ▶▶▶ [愛知県 住宅用 地球温暖化対策設備 補助金 検索](#)

3 お問合せ先

愛知県環境局地球温暖化対策課調整・企画グループ
 電話： 052-954-6213 メール： ondanka@pref.aichi.lg.jp



2009年以降に太陽光発電で売電している方は、固定価格での買取期間が、2019年11月以降、順次満了します（以下のチラシ抜粋参照）。

買取期間満了後、蓄電池などと組み合わせて余剰電力を自家消費することにより、家庭の温室効果ガスを削減することができます。蓄電池や電気自動車等充給電設備を導入する際には、補助制度を御活用ください。

【資源エネルギー庁チラシ抜粋】



経済産業省
資源エネルギー庁

2009年以降に太陽光発電で売電をしているみなさま

固定価格での買取期間が、 2019年11月以降 順次、満了します。

固定価格買取制度についての大切なお知らせ

2009年に開始された買取制度は、太陽光発電で作られた電力のうち、余剰電力が買取対象となる制度です。10年間の買取期間が設定されており、2019年以降順次、買取期間の満了をむかえることとなります。

以降の余剰電力の用途（買取期間満了後の選択肢）

①自家消費

電気自動車や蓄電池・エコキュートなどと組み合わせて自家消費



昼間に発電して、電気製品などの電力に使用しつつ、余った電力を蓄電池に貯めることで、夜間に使用することができます。また電気自動車は充電することで、自動車の動力としてだけではなく、家庭の電気製品などの電力として使用することができます。

②相対・自由契約

小売電気事業者などに対し、相対・自由契約で余剰電力を売電



従来通り小売電気事業者などと個別に契約し、余剰電力を買ってもらうことができます。今後様々な事業者から発表される買取メニューをご確認いただき、買取期間の満了までに、ご自身の希望に合うプランを選択してください。

詳しくは資源エネルギー庁・住宅用太陽光設備の買取期間満了に関する情報サイト(どうする?ソーラー)またはお問合せ窓口まで

住宅用太陽光設備の買取期間満了に関する情報サイト

どうする?ソーラー



お問合せ窓口

0570-057-333

受付時間 平日 9:00~18:00(土・日・祝日、年末年始は除きます)

リサイクルマーク
このマークは、ご自身の環境にやさしい製品であることを示しています。